

《会議要点記録》

名 称	平成 30 年度第 2 回 文京区空家等対策審議会
日 時	平成 30 年 10 月 23 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
会 場	文京区シビックセンター24 階 第 1 委員会室
次 第	1 開会 2 区長挨拶 3 特定空家等認定基準の諮問 4 議題（1） 文京区空家等対策審議会（部会）の設置について 5 部会長の指名・挨拶 6 議題（2） 文京区空家等対策審議会会則の改正について 7 副部会長の指名・挨拶 8 国土交通省及び総務省による「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）について
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・文京区空家等対策審議会条例 ・資料 1 文京区空家等対策審議会における部会の設置について（案） ・資料 2 文京区空家等対策審議会会則（改正案） ・資料 3 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
出席者	<p><委員（名簿順）> 平田 京子 会長、樋野 公宏 副会長、池田 清貴 委員、永渕 圭一 委員、三上 紀子 委員、豊島 弘江 委員、翠川 志津子 委員、大久保 和夫 委員、勝井 邦彦 委員、武長 信亮 委員</p> <p><幹事（名簿順）> 中島 都市計画部長、佐久間 総務部危機管理課長、竹田 区民部区民課長、大武 福祉部福祉施設担当課長、萩原 都市計画部住環境課長、五木田 都市計画部建築指導課長</p>
欠席者	4 名
傍聴者	2 名

1 開会

2 区長挨拶

成澤区長より、挨拶を行った。

3 特定空家等認定基準の諮問

成澤区長から平田会長に諮問文を渡した。

<事務局説明>

事務局より、特定空家等認定基準について、より専門的・技術的な事項については、議題1で設置予定の文京区空家等対策審議会（部会）で審議を行い、その後、文京区空家等対策審議会で審議経過を報告し、パブリックコメントの手続きに進むことについて説明を行った。

4 議題（1）

文京区空家等対策審議会（部会）の設置について

【資料1】

<事務局説明>

事務局より、資料1に基づき、文京区空家等対策審議会（部会）の設置（案）について説明を行った。

<委員意見・質疑応答>

部会員について

（委員質疑）

部会員に公募委員が委員となっていない理由はどのようなことか。（大久保委員）

（事務局回答）

部会では、より専門的、技術的な審議になることや、個々の特定空家の認定及び措置の実施に関する審議については、区民の方々の生活に接するところもあるため。

全委員により文京区空家等対策審議会（部会）の設置（案）について承認され、特定空家等対策検討部会が設置された。

平田会長により部会員及びオブザーバーの指名を、以下のとおり行った。

部会員：樋野公宏委員、池田清貴委員、永渕圭一委員、三上紀子委員、新井浩二委員、石川哲久委員、
結城正博委員、蒲原睦委員

オブザーバー：平田京子委員

5 部会長の指名・挨拶

樋野委員が部会長に指名された。

6 議題（2）

文京区空家等対策審議会会則の改正について

【資料2】

<事務局説明>

事務局より、資料2に基づき、文京区空家等対策審議会会則の改正について説明を行った。

<委員意見・質疑応答>

文京区空家等対策審議会会則（改正案）第4条（部会の運営）について

（委員意見）

利害関係人を部会の決議から除外する規定を追記して欲しい。私の場合、弁護士業務をしている中、該当物件に関する案件を扱っている事も有りえなくない。また、考えられるケースとして、委員の方

が、たまたま親族が、その当事者あるいは関係者になること有りうる。(池田委員)

(事務局回答)

追記を行う。

文京区空家等対策審議会会則(改正案)第3条第3項(部会の決議)について

(委員質疑)

会則(改正案)第3条第2項が、第1号と第2号に分かれている。会則(改正案)第3条第3項でいう、部会の決議を審議会の決議とするのは、第2号(特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関する事項)であって、第1号(特定空家等の認定基準に関する事項)については、審議会の決議とはしないで、改めて審議会に戻した上で決議を行うということが良いか。(樋野副会長)

(事務局回答)

そうなる。

文京区空家等対策審議会会則(改正案)の承認・施行について

(委員意見)

会則(改正案)について、利害関係人の除斥の追記以外の内容については審議会で承認した。(平田委員)

(事務局回答)

後日、利害関係人の除斥に関する規定について追記した改正案を、委員の皆様にお示しする。

(委員意見)

事務局が示した改正案を、委員の皆様が確認し了承した後に施行とする。(平田会長)

7 副部会長の指名・挨拶

永渕委員が副部会長に指名された。

8 国土交通省及び総務省が示す『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』について 【資料3】

<事務局説明>

事務局より、資料3について説明を行った。

<委員意見・質疑応答>

景観保全に係るルールについて

(委員質疑)

事務局からの資料説明の中で、文京区は景観保全にかかわるルールはないという説明だったが、具体的には、どのようなルールを想定しているのか。建築協定や地区計画に類するものは、区内にあるはずだが。(樋野副会長)

(事務局回答)

景観保全にかかわるルールとは、個別のルール作り、地域ごとに作られているルールについて。文京区では、地域ごとにそのような景観ルールは無い状態。地区計画については、再開発関係の地区計

画はあるが、個別のまちづくりではない。

文京区の現状について

(委員質疑)

区内に特定空家等に相当するような空家は、どれくらいあるのか把握しているか。(永淵委員)
(事務局)

現在、空家等台帳を整理しているところだが、具体的にこの建物が特定空家になり得るとするのは、基本的には無い。

塀の安全性について

(委員質疑)

ガイドラインに塀についての記述がある。昨今、塀の倒壊が問題になっている。文京区でも既に対応していると思うが、そことの関係はどうなるか。(樋野副会長)

(事務局)

現在の区への対応だが、通学路について、児童の安全確保のため、ブロック塀の調査を行っている。また、区内全域に対しブロック塀の助成事業を拡充している。個別の空家に対しては、家屋だけではなく、塀も一応倒壊等の危険があれば、特定空家等の認定の一つの要素になるが、まずは、所有者に適切な維持管理を促し、それが難しければ補助事業等のご案内を投げかけていくと思われる。

(委員質疑)

ブロック塀の助成とは、撤去に対しても助成をするのか。(樋野副会長)

(事務局)

撤去、新たに作る場合は、安全性を確認できるブロック塀又は生垣を作る場合も助成の対象になる。

その他

(委員質疑)

集合住宅の空き室において、このガイドラインに当たるような状態で区民からクレームが来たときは、どのような行政上の措置、ルールとなっているのか。(勝井委員)

(幹事)

計画の中で、空家等と対象になるのは1棟全て空室になっているもの。1室だけ空室になっているものは対象外である。住環境課では、マンション管理士の派遣事業を行っている。その他、それぞれ要望に応じ適切な部署が対応していく。(住環境課長)

9 閉会